

土曜日における登校日の設定等について5月26日に通知が発出されました。国通知においても、生徒・教職員の負担が過重にならないように配慮することとあるように、振替・割り振り変更がきちんと明記された内容となっていますが、土曜日に登校日の設定が必要なのか大いに疑問です。補充については、下記（補足）のとおり示されており、授業時数確保のためだけに必要以上に補充を行う必要はありません。予想されている第2波、第3波への対応を含め、子どもたちの学びの保障について議論していく必要があります。

（県教委通知より）

内容

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための臨時休業の終了における学校再開後、生徒の学習保障のために土曜日に授業を行う場合についての取り扱い

取扱い

- ・土曜日を登校日とする場合は、同一週内で週休日の振替または半日勤務時間の割り振り変更を行う

※1週間：日曜日から始まり土曜日で終わる暦日表の1週間をいう

実施期間

20年6月1日～21年3月31日まで

補足

「学びの保障」の方向性について（県教委通知より）

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業により、標準授業時数を下回った場合には、そのことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされない

①教科等の指導計画に照らして適切に位置付くもの

②家庭学習における学習状況及び成果を適切に把握することが可能

①、②の要件を満たしていて、学習状況及び成果を確認した結果、定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断したときには、再開後に対面指導で取り扱わないことができる